平成２８年葛巻町議会３月定例会議 会議録（ 第１号 ）

平成２８年３月４日（金）
午前１０時　　開　議

【 再　開 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １
・町民憲章朗唱
・表彰伝達
岩手県町村議会議長会表彰（ 柴田勇雄議員 ）

【 会議録署名議員の指名 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２
日程第１　会議録署名議員の指名

【 諸般の報告 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２
日程第２　諸般の報告
・例月現金出納検査報告書の配布
・出張報告

【 町長施政方針演述 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２
日程第３　町長施政方針演述

【 教育委員長教育行政方針演述 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
日程第４　教育委員長教育行政方針演述

【 議案第１号～議案第25号上程、説明 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
日程第５　議案第１号　平成28年度葛巻町一般会計予算
日程第６　議案第２号　平成28年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算
日程第７　議案第３号　平成28年度葛巻町簡易水道事業特別会計予算
日程第８　議案第４号　平成28年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算
日程第９　議案第５号　平成28年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第10　議案第６号　平成28年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算
日程第11　議案第７号　平成27年度葛巻町一般会計補正予算（ 第４号 ）
日程第12　議案第８号　平成27年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（ 第２号 ）
日程第13　議案第９号　平成27年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算（ 第３号 ）

日程第14　議案第10号　平成27年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）
日程第15　議案第11号　平成27年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）
日程第16　議案第12号　平成27年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算（第２号）
日程第17　議案第13号　一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
日程第18　議案第14号　一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
日程第19　議案第15号　収入証紙購入基金条例の一部を改正する条例
日程第20　議案第16号　葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第21　議案第17号　行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
日程第22　議案第18号　葛巻町行政不服審査会条例
日程第23　議案第19号　江刈小学校校舎改築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
日程第24　議案第20号　あっせんの申立てに関し議決を求めることについて
日程第25　議案第21号　町道路線の変更に関し議決を求めることについて
日程第26　議案第22号　町道路線の認定に関し議決を求めることについて
日程第27　議案第23号　葛巻町総合計画基本構想の策定に関し議決を求めることについて
日程第28　議案第24号　葛巻町過疎地域自立促進計画の策定に関し議決を求めることについて
日程第29　議案第25号　葛巻町辺地総合整備計画の策定に関し議決を求めることについて

平成２８年葛巻町議会３月定例会議 会議録（第１号）						
議事日程告示年月日	平成２８年２月２５日（ 木 ）					
再 開 年 月 日	平成２８年３月４日（ 金 ）					
会 議 の 場 所	葛巻町役場					
会 議 年 月 日	平成２８年３月４日（ 金 ） 開議１０時００分 散会１４時５８分					
議員出席状況 （ 凡 例 ） ○ 出 席 △ 欠 席 遅 遅 刻 早 早 退	議席番号	議員氏名	出欠席の有無	議席番号	議員氏名	出欠席の有無
	１	畑 福 弘	○	６	姉 帯 春 治	○
	２	山 崎 邦 廣	○	７	山 岸 はる美	○
	３	大 平 守	○	８	辰 柳 敬 一	○
	４	柴 田 勇 雄	○	９	高 宮 一 明	○
	５	鈴 木 満	○	１０	中 崎 和 久	○
会議録署名議員	２ 番	山 崎 邦 廣		７ 番	山 岸 はる美	
会 議 の 書 記	議会事務局長	澤 口 節 子		議会事務局総務係長	遠 藤 政 明	

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職・氏名	役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
	町 長	鈴 木 重 男	健康福祉課長	深澤口 和 則
	副 町 長	觸 澤 義 美	農林環境エネルギー課長	中 村 輝 実
	教 育 委 員 長	千 葉 洋 一	建設水道課長	冬 村 一 彦
	農業委員会長	深 澤 進	教育委員会事務局教育次長	楢 木 幸 夫
	代表監査委員	馬 渕 文 雄	病院事務局長	岩 泉 宇 昭
	教 育 長	中 田 直 雅	農業委員会事務局長	村 上 明 彦
	総務企画課長	丹 内 勉	総務企画課室長	波 紫 徳 彰
	政策秘書課長	山 下 弘 司	総務企画課財政係長	近 藤 桂 太
	住民会計課長	村 中 英 治		

（開議時刻　10時00分）

議長（中崎和久君）

朝のあいさつをします。おはようございます。

ただいまから、平成28年葛巻町議会を再開します。

会議に先立ち、葛巻町民憲章の朗唱を行います。

事務局長に主文を先導して朗読させますので、引き続き、全員で朗唱願います。

町民憲章のしおりを準備の上、ご起立願います。

議会事務局長（澤口節子さん）

それでは、朗読いたしますので、引き続き朗唱ください。

葛巻町民憲章

第1章　幸せな輝かしい未来のために、たくましい体力と気力、知性と創造性に満ちた人を育てる、教育の町づくりにつとめます。

第2章　明るく楽しい生活のために、きまりを守り、温かい心をもって、互いに助けあう、福祉の町づくりにつとめます。

第3章　豊かな美しい郷土のために、自然を愛し、資源の活用に、力を合せて生き生きと働く、産業の町づくりにつとめます。

議長（中崎和久君）

ご着席ください。

以上で、葛巻町民憲章の朗唱を終わります。

次に、表彰の伝達を行います。

岩手県町村議会議長会表彰の伝達を行います。

この表彰は、町村議会議員として11年以上在職された方に贈られます。

柴田勇雄議員、前にお進み願います。

表彰状。葛巻町、柴田勇雄殿。

あなたは多年議会議員として地方自治の振興発展に寄与せられ、その功績はまことに顕著であります。よってここにこれを表彰します。平成28年2月19日、岩手県町村議会議長会会長、昆暉雄。

議長（中崎和久君）

以上で、表彰の伝達を終わります。

これから、平成28年葛巻町議会3月定例会議を開きます。

ただいまの出席議員は、10名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、本定例会議の会議日程は、本日から3月15日までの12日間とします。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから、本日の議事日程に入ります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、２番、山崎邦廣君及び７番、山岸はる美さんを指名します。

次に、日程第２、諸般の報告を行います。

はじめに、例月現金出納検査の報告書が監査委員から提出されていますので、その写しをお手元に配布しています。ご参照願います。

次に、出張報告をします。

１月25日、正副議長就任に係る周辺市町村議会等訪問のため、近隣市町村に出張しました。

同日、盛岡市市政調査会研修会出席のため、盛岡市に出張しました。

２月６日、地域創生自治体サミット2016出席のため、雫石町に出張しました。

２月12日、平庭地域市町村議会議員連絡協議会研修会出席のため、九戸村に出張しました。

２月14日、久慈市市制施行10周年記念式典出席のため、久慈市に出張しました。

これで、出張報告を終わります。

なお、平成28年葛巻町議会１月会議から本日までにおいて、葛巻町議会総合条例第121条第１項ただし書きにより、議長において議員を派遣したのは、お手元に配布した資料のとおりですので、これを報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、日程第３、町長施政方針演述を行います。

町長。

町長（ 鈴木重男君 ）

本日、ここに平成28年葛巻町議会３月定例会議が開催されるに当たり、平成28年度の町政運営について、私の所信の一端を申し上げ、議員各位をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

平成27年度は、町村合併から60年の節目の年に、町民の皆さんと一体となった取り組みで、未来へ向け一歩前進することのできた一年でありました。

一方で、平成27年10月に行われた国勢調査の速報によると、当町の人口は6,340人で前回調査の平成22年と比較し964人、13.2パーセントの減少となっております。人口減少率は県平均を10ポイント近く上回り、県内で４番目に高い人口減少率でありました。

町は、昭和36年以降、常に人口減少を解決するための取り組みに努めてきたところでありますが、今後、さらに厳しい状況が予想されることから、葛巻らしい、葛巻だからできる取り組みで果敢に人口減少問題に挑んでまいりたいと考えております。

そのためには、これまで以上に町民と行政が一体となった取り組み、あるいは町民が町づくりに熱意と意欲を持って積極的に参画することが重要であると思います。

一人でも多くの人がこの町を訪れる、一人でも多くの人がこの町を好きになり、一人でも多くの人がこの町に住み続けられる、そういう町葛巻にしていきたいと考えており

ます。

私は、昨年８月、多くの町民の皆様からご信任を賜り、３期目の町政を担当させていただき、まちづくりの最重要課題を人口減少問題と位置付け、新たな町総合計画と地方版総合戦略の策定に取り組んでまいりました。

平成28年度からスタートする町総合計画につきましては、今議会において基本構想のご審議をお願いしておりますが、まちづくりの指針となるものでありますので、本計画の施策体系に沿い方針を述べさせていただきます。

新たな町総合計画では、これまで先人が築きあげてきた、すべての財産と先人のたくましい意志を受け継ぎ、町民一人ひとりがまちづくりの主役として自助・共助・公助の精神で幸せを実感できるまちを創造し、夢と誇りを持ち、住み続けたいと思えるまちづくりに取り組んでまいります。

そのためには、新たな発想、資源の探求、自立への挑戦、協働から協創への四つの姿勢を大事にし、ひとや地域、資源を効果的に結びつけ、厳しい地域条件の中にありながらも、着実に一歩ずつ前進させながら、持続可能な地域社会の実現を目指すものであります。

町民が協力し支え合い、地域が連携し、これから先の未来に思いを抱き、希望に満ちたまちづくりを進めるため、未来を協創する高原文化のまちを目指すべき将来像とし、他に誇りうる町に育て発展させていくため、三つの基本目標を柱に取り組んでまいります。

まず、一つ目の基本目標、地域資源を活かす“しごと”であります。

町が持つ様々な魅力や資源を最大限に活かし、酪農や林業の基幹産業をはじめとし、ＩＴ産業や再生可能エネルギーなど新たに取り組んできた分野を含めた地域産業の高付加価値化とブランド化をより一層推進してまいります。

また、山村にある力、魅力をより輝かせ、新規就農や起業家支援、６次産業化などにより若者の雇用創出を図るとともに、交流人口の拡大により、移住・定住を促進し、活力と賑わいのあるまちを目指してまいります。

次に、二つ目の基本目標、いきいきと輝き続ける“ひと”であります。

次代を担う子どもたちが、様々な経験を通して、将来への夢を思い描ける機会の創出に努めるとともに、町の魅力や地域の良さを再認識し、次の世代へ継承していくための新しい時代に即した教育の充実に努めてまいります。

また、少子高齢化が進む中で、子どもから高齢者まですべての町民が豊かなこころを持ち、共に支え合う思いやりのある地域社会の確立を進めます。

最後に、三つ目の基本目標、誰もが住みたくなる“まち”であります。

町が持つ自然、空間、ゆとりを大切にしながら、町民が心安らぐ快適な生活が送ることができるよう、住環境を整えていくとともに、安全・安心を実感できる生活基盤の充実を図り、町民一人ひとりが主役となり住み続けたいと思えるまちづくりに努めてまいります。

続きまして、平成28年度の行財政運営について申し上げます。

はじめに、平成28年度の財政運営についてであります。

まず、予算の規模でありますが、一般会計予算につきましては、養護老人ホーム葛葉荘改築事業、グリーンテージ改修事業、町道茶屋場田子線道路改良事業、総合運動公園野球場改修事業などにより、平成27年度当初予算を11億円超える総額6,896,230,000円、前年度比18.9パーセントの増となる大型予算を編成いたしました。

特別会計につきましては、葛巻病院改築工事や江刈簡易水道整備工事の関係で五つの会計の合計は、3,192,320,000円で、昨年度比2.3パーセントの増となっております。病院事業会計の資本的支出を含めた全会計の総予算は、12,321,790,000円で、前年度比3,337,690,000円、37.2パーセントの増であります。

また、江刈小学校校舎改築工事、情報セキュリティ強靭化対策、くずまき型ＤＭＯ形成推進事業、茶屋場田子線道路改良事業など、平成28年度に繰り越される事業費は、総額で344,790,000円を見込んでおり、当初予算と繰越事業を合わせた総予算額は12,666,580,000円となり、大型の予算編成としております。

一般会計の歳入では、地方財政計画の基本方針及び近年の社会情勢等を踏まえ算定しており、町税は前年度とほぼ同額、地方交付税は算定基礎数値の変動等を勘案し、前年比140,000,000円、4.6パーセントの減を見込んでいるところであります。

また、大型事業の財源確保のため、基金からの繰入金を700,250,000円、前年度比461.6パーセントの増、町債は1,535,400,000円、前年度比58パーセントの増を計上したところであります。

歳出では、まちづくりの三つの基本目標の達成に向け、各分野においてハード事業、ソフト事業のバランスと事業の選択と集中を念頭に置き、葛巻病院改築工事などの大型事業や継続事業のほか、子育て世代定住促進住宅、防災用太陽光発電設備急速充電器設置工事、教員住宅整備事業、過疎地域等集落ネットワーク圏形成業務、若者定住推進家賃助成、輸入受精卵移植推進事業、畜産クラスター運営費補助など、新たな取り組みも計上したところであります。

性質別で見ますと、普通建設事業費などの投資的経費は、大型事業の実施に伴い、前年度比531,130,000円、42.5パーセントの増となっております。

次に、平成28年度の行政運営、まちづくりの施策概要について申し上げます。

先ほど、まちづくりの基本目標で述べさせていただきましたとおり、町の最重要課題は人口減少問題であります。

まちの目指すべき将来像に掲げる協創は、人が連携し、町が持つ様々な資源を結びつけ、新しいものを創り上げる意味のほか、一体となって素晴らしい音色を奏でる協奏、良い意味での競い合いで発展する競争、力強いまちをつくる強壮の意味でもあります。

ひとと地域が連携、協力し、様々なきょうそうのもとで、未来へ向けたまちづくりへ総力を挙げて取り組む必要があります。

特にも、国の地方創生の取り組みにより、今後、本格的に地域経済の活性化や人口減少問題の解決に向けた取り組みが進み、地域間における競争がより激化してくるものと思われます。

そういった中で、長期的ビジョンをしっかりと持ちながらも短期的に具体的な成果を挙げていくことが求められるものであり、これまで以上に選択と集中による事業展開を

進めていかなければなりません。

平成28年度からの4年間の前期計画では、ひと・まち・しごとを紡ぎ一歩先行く山村くずまきをキャッチフレーズに掲げ、特にも将来的な人口減少、少子高齢化などを踏まえ、20代、30代の若者を町に定着させるため、教育・子育て環境の充実、若者世代の確保対策、6次産業化と起業家支援に重点を置いた取り組みを進めてまいることにしております。

続きまして、町総合計画に掲げる三つの基本目標の達成に向け、施策体系ごとの取り組みについて、申し上げます。

はじめに、農業の振興、林業の振興、農林産物加工の振興のため基幹産業の新たな展開による高収益産業の実現でございます。

基幹産業である農林業において、効率的かつ合理的で収益性の高い安定した経営体の育成に取り組むとともに、意欲ある若手後継者や新規就農者、林業労働者の確保、育成に努めてまいります。

また、新葛巻型酪農構想を推進し、これからの時代に対応した新農山村モデルとなる取り組みや、農地の集積と集約化、遊休農地の解消と生産コストの低減に取り組んでまいります。

林業では、公益的機能が発揮できる森林整備を推進し、地場産材の利活用、緑とのふれあいの促進などにより森林資源を日常生活に活かす工夫に努めてまいります。

また、農林産物の1次産品の供給だけに終わることなく、6次産業化の取り組みや農商工連携の取り組みなどにより高付加価値化を図り、高品質なくずまきブランドの定着が図られるような取り組みを進めてまいります。

主な事業としましては、効率的かつ迅速な乳牛改良を推進するための輸入受精卵移植推進事業、地域ぐるみによる畜産振興体制の確立に向けた新葛巻型畜産体制推進事業畜産クラスター運営費、新葛巻型酪農構想で設置を検討しているバイオマスプラントの農業分野で活用を検討するバイオマス廃熱利用園芸施設検討事業など、新たな事業に取り組むほか、農業経営環境の充実を図るため中山間地域総合整備事業江刈地区、一般農道整備事業江刈中部3期、安全で安心な生産基盤とするための粗飼料生産基盤除染対策事業、担い手への農地利用集積を促進する遊休農地解消対策事業、森林資源の活用を図る森林保全特別対策事業など、既存事業の継続、充実に取り組んでまいります。

次に、商工業の振興、観光の振興、交流・連携の推進のための交流・連携の強化による地域産業の育成でございます。

移住・定住人口の拡大を図るためには、都市と農村との地域間交流やグリーン・ツーリズム、スポーツ・ツーリズムなどの多様な分野における交流の推進のほか、若年層の旅行需要喚起や葛巻ファンの獲得などが重要であり、観光、交流、連携の強化に努めてまいります。

また、経営品質の向上による個店への誘客を図る魅力づくりや後継者の育成、技術の継承、創業支援など商工業の振興を図り、地元購買率の向上や地域経済の活性化を進めます。

主な事業としましては、役場庁舎を核とした地域拠点施設整備に向けた中心市街地再

整備調査事業、住民、民間、行政が一体となり戦略策定やプロモーションを行う観光、地域づくり組織の形成に向けた、くずまき型ＤＭＯ形成促進事業、町の観光、交流拠点の充実のためのグリーンテージ改修事業、経営改善の専門家による商店街全体の魅力を高める取り組みのための成功店モデル創出•波及事業など、新たな事業に取り組むほか、移住•定住の促進や町内の新婚世帯を応援するための定住促進奨励金、首都圏などでの情報発信、ＰＲ活動を行うための観光物産情報発信事業、急増する外国人観光客の誘客促進に向けた台湾観光客等市場開拓事業、商店等の経営継続を図るための商店等設備導入支援事業など、既存事業の継続•拡充に取り組んでまいります。

次に、起業支援と雇用の確保のための地域産業を活かした起業支援と雇用の確保でございます。

求職と求人が噛み合わない雇用のミスマッチなど、労働力の確保や雇用の場の確保が難しい状況にある中、町内事業所への雇用支援のほか、新規起業者への支援、企業誘致、農商工連携による経営革新などを進め、地域経済の活性化に努めてまいります。

主な事業としましては、中小企業の経営安定を図るための中小企業振興資金融資制度•利子補給事業、企業の経営革新と後継者育成や技術取得等のため、くずまき型持続可能な産業づくり支援事業、雇用の確保、促進を図るため、新規雇用者を採用した町内企業に対し助成する雇用促進事業など、既存事業の継続•充実に取り組んでまいります。

次に、子育て環境の充実のための子どもを安心して産み育てられる子育て支援でございます。

少子化、核家族化の進行に伴い、家庭や地域で支え合う子育て環境の充実が求められており、多様な保育ニーズに対応できる環境整備に努めてまいります。

また、子育て相談や経済的負担軽減などの援助体制の充実を図ることで、子育てと仕事が両立できる環境づくりに努めるとともに、妊産婦が安心して医療サービスが受けられるよう、専門医療機関での受診体制など総合的な支援に努めてまいります。

さらに、時代の変化に対応した就学前教育の充実を図り、児童福祉施設と小中学校との連携強化を図ってまいります。

主な事業としましては、子育て世帯に対し、一定期間入居後に無償譲渡する子育て支援住宅整備事業、若者の定住を促進するため、民間アパートの家賃の一部をくずまき商品券で助成する若者定住推進家賃助成事業、親になる前の若年層に子どもの歯の大切さの意識を醸成するための新婚応援歯科保健事業など、新たな事業に取り組むほか、安心して子どもを産むことができる環境づくりのためマタニティライフサポート事業、対象を高校生まで拡大した児童生徒医療費助成、任意接種による接種費用の一部を助成する、くずまキッズ予防接種助成など、既存事業の継続•充実に取り組んでまいります。

次に、教育の充実、生涯学習の充実と文化の継承、生涯スポーツ推進のための学び輝く人づくりと葛巻を愛する人材育成でございます。

引き続き、連携型中高一貫教育の充実を図るほか、保育園、小学校を含めた教育連携のさらなる強化と、国際理解、情報、キャリア教育の充実を図り、一貫した学力向上と学習指導の充実に努めるほか、学校規模の適正化や教育施設環境の充実に取り組んでまいります。

また、葛巻高校における山村留学の推進や大学進学に向けた学習レベルの向上、育英制度の充実などを図り、誰もが教育を受けることができる機会の確保に努めます。

生涯学習関連では、生涯学習ネットワークを拡充し、学習支援の充実と情報提供に努めるとともに生涯学習施設等の有効活用を図るほか、地域文化に触れる機会を創出し、先人が築いた歴史と伝統文化の継承に努めてまいります。

また、施設機能が向上した体育施設の有効活用を図りスポーツ・ツーリズムの推進に努めるほか、町民の健康増進と体力向上のため、スポーツを通じた夢のあるまちづくりに取り組み、トップアスリートのプレーに直接触れる機会を創出するなど、生涯スポーツ、競技スポーツの推進を図ってまいります。

主な事業としましては、小・中学校の多様な学習環境の実現のための教育用ＩＣＴ環境整備事業、教職員が地域に根ざした教育に専念できる環境を確立するための教員住宅整備事業、留学生や町外からの入学者の受け入れ体制の充実に向けた、くずまき山村留学事業及び葛巻高校生下宿費助成事業、学校教育の授業力のブラッシュアップのための学校教育アドバイザー派遣事業、いわて国体の開催に向け、運営体制と施設の強化を図るための希望郷いわて国体開催運営等補助金及び総合運動公園野球場整備事業など、新たな事業に取り組むほか、複式学級における教育の充実を図るための学力向上支援員事業、葛巻高校の魅力ある高校づくりに向けた葛高教育振興協議会補助金、地域活動拠点施設の機能充実のための地区センター駐車場舗装事業など、既存事業の継続・充実に取り組んでまいります。

次に、保健・医療の充実、福祉の充実のための誰もが生きがいを持って暮らすことができる環境づくりでございます。

町民一人ひとりが健康に関心を持ち、健康づくりに取り組む環境を築くため、各種検診、保健サービス活動の一層の充実と受診率の向上に取り組み、町民の健康維持と医療費の抑制、適正化を図ってまいります。

また、地域医療の充実と救急医療の確保を図るため、医師等をはじめとした医療、介護関係者の確保と育成に努めるほか、地域が連携した自殺予防を推進するため、ゲートキーパーなど人材育成強化に取り組み、こころの健康相談体制の充実を図ります。

福祉関連では、住民の支え合いによる地域福祉社会の実現を目指し、高齢者や障がい者の生活援護、自立支援、自立助長など相談、支援体制の充実に取り組むほか、高齢者が安心して暮らせる健康づくり、介護予防を推進するとともに地域包括ケアシステムの確立に努めてまいります。

主な事業としましては、医療、看護専門職員等の人材確保を図るための看護職員等養成修学資金貸付事業、生活習慣病予防と健診受診率の向上に向けた生活習慣病予防健診無料化事業及び特定健診無料化事業、高齢者のみ世帯の増加に伴う様々なニーズを把握し、生活支援体制の整備と今後求められるサービスの検討を行う生活支援サービス協議体の設置など、新たな事業に取り組むほか、平成29年３月完成に向け工事を進めております葛巻病院改築事業、老朽化による施設整備を進めている養護老人ホーム葛葉荘改築整備事業、町外の医療機関で治療を受ける必要がある難病患者などに対する障がい者等通院費助成事業など、既存事業の継続・充実に取り組んでまいります。

次に、協創のまちづくり、男女共同参画社会の推進のための協創のまちづくりの推進でございます。

平成18年度から取り組んできた協働のまちづくりをさらに一歩前進をさせ、住民と行政が共に創り上げるまちづくりを推進するとともに、住民参画機会を拡充し、参加意識や協創意識の醸成を図ります。

また、地域活動の推進や相互連携、新たな地域組織等の設立などの取り組みを支援するとともに、地域づくりを担う人材の育成に努めるほか、あらゆる分野において、男女が共に支え合う環境づくりに努め、女性が社会に参画できる機会と男女共同参画意識の醸成に努めてまいります。

主な事業としましては、継続的な集落の維持、活性化と日常生活支援機能の充実と地域振興を図るため過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業など新たな事業に取り組むほか、コミュニティ活動の推進と活性化のため自治会活動交付金及び協働のまちづくり事業など、既存事業の継続・充実に取り組んでまいります。

次に、生活環境の整備、交通・通信ネットワークの整備のための快適に暮らせる生活環境の創出でございます。

移住者、定住者の受け入れを進めていくためには、住環境の充実が不可欠である一方で人口減少に伴い空き家の増加が問題となっていることから、空き家の有効活用や町営、町有住宅などの充実を図ってまいります。

また、老朽化している水道施設の計画的な更新や生活排水処理施設の普及を図るほか、ごみの広域処理化やリサイクルによる減量化など、環境にやさしい取り組みを進めてまいります。

交通・通信関連では、安全で快適に利用できるよう幹線道路網及び生活関連道路網の整備促進や維持管理体制の充実を図るほか、高齢化により生活バス路線の重要性が増していることからバス路線の維持確保に努めるとともに利用促進の取り組みを進めてまいります。

また、情報通信基盤の適正管理に努めるほか、効率的、効果的な行政サービスの提供手段として情報化による利活用の促進など、情報リテラシー向上に向けた取り組みなどを進めてまいります。

主な事業としましては、町営住宅の長寿命化を図る公営住宅等ストック総合改善事業など、新たな事業に取り組むほか、早期完成を目指す江刈簡易水道整備事業、水洗化率の向上のための水洗化普及支援事業及び町整備型浄化槽整備推進事業、道路、橋りょう等の維持管理に向けた防災・安全社会資本整備総合交付金事業、町中心部のバイパス道路機能を有する町道茶屋場田子線道路改良事業、住民の移動手段の確保のための広域生活バス路線運行維持対策事業及びバス路線運行拡大支援対策事業など、既存事業の継続・充実に取り組んでまいります。

次に、自然環境の保全と土地の利活用、再生可能エネルギーの推進のための自然と共生し地域の豊かな資源を活用するまちづくりでございます。

町の財産である豊かな自然環境を後世に引き継いでいくために、自然環境の保護、保全に努めるとともに、環境教育に積極的に取り組み、町民みんなで守り育てる意識の高

揚に努めてまいります。

また、太陽光、風力のほか、畜ふん、生ごみ、未利用間伐材などを利用したバイオマス資源による発電など、再生可能エネルギーの導入を推進し、二酸化炭素排出量の削減に努めるとともに、安価なエネルギー供給ができるようエネルギーの地産地消に向けた取り組みを推進してまいります。

主な事業としましては、災害時等でも電気自動車への充電が可能な防災用太陽光発電急速充電器整備事業など、新たな事業に取り組むほか、循環型社会、低炭素社会の実現に向けたエコ・エネ総合対策事業費補助金など、既存事業の継続・拡充に取り組んでまいります。

次に、防災対策、消防、救急体制の充実、交通安全、防犯、青少年問題対策の充実のための、こころ穏やかに安全安心に暮らせる地域社会づくりでございます。

複雑多様化する災害に対し、迅速かつ的確に対処し、効率的、効果的な活動ができるよう消防防災施設や安全装備品の充実強化を図るとともに、地域に即した消防団編成を踏まえた団員確保に努めてまいります。

また、高齢化、国際化、車社会による広域化、情報化社会などの進展により、特にも高齢者や青少年が巻き込まれる交通事故や犯罪が急増していることから、関係団体と協力し、指導及び啓発活動に努めてまいります。

主な事業としましては、消防資器材の充実と活動拠点の整備に向けた救助資器材搭載型積載車更新事業及び第６分団屯所整備事業、救急体制の充実のため高規格救急自動車更新事業など新たな事業に取り組むほか、若年層及び機能別団員の確保に向けた消防団員確保対策事業、複雑多様化する災害活動から消防団員を守るための安全装備品整備事業など、既存事業の継続・拡充に取り組んでまいります。

最後に、基本計画を推進していくための行政運営の合理化と広域行政の推進でございます。

人口減少や少子高齢化などにより、町を取り巻く社会情勢が変化する中、住民からの行政ニーズも多様化しており、時代に即した行政サービスを提供していくためには、安定的な財政運営を維持し、効率的かつ持続可能な行政運営を進めてまいります。

また、盛岡広域中枢都市圏構想の推進や広域市町との連携強化を図り、さらなる行政サービスの向上と事務の効率化に努めてまいります。

主な事業としましては、公共施設の効率的な配置、活用、維持管理を実現していくための公共施設等総合管理計画策定事業、町の決算に係る財務諸表への移行のための地方公会計財務書類作成支援業務、新たにインターネットによる受付やクレジット決済を導入するふるさと納税事業など、新たな事業に取り組むほか、既存事業の継続・拡充に取り組んでまいります。

結びに、町総合計画策定に当たりましては、総合的な視点のもと、並行して作業を進めてきたところであり、過疎地域自立促進計画、辺地総合整備計画、地方版総合戦略との整合性を確保したものとなっております。

また、平成28年度は、人口減少問題の解決に向け、移住・定住対策を専任的に取り組む部署を新たに創設し、今まで以上に積極的な施策展開を目指していくこととしてお

ります。

今後も、住民ニーズを的確に捉え、新たな課題、施策にもしっかりと対応していくとともに、内容の充実、強化を図るなど、さらに一歩先ゆく取り組みができるよう、職員に対しまして一人ひとりが行政のプロとしての自覚を持ち、業務を遂行するよう指導してまいりたいと思います。

以上、平成28年度の施策の概要を申し上げましたが、町が持つ地域の資源を最大限に活用し、先人が築きあげてきた歴史などを守りながら、さらに発展させていくことで、次の時代を生きる町民へ新たな歴史と明るい未来を贈り届けるため、町民が一体となった取り組みを続けていきたいと思います。

議員各位、そして町民の皆様の温かいご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、私の施政方針演述といたします。

議長（ 中崎和久君 ）

町長施政方針演述が終わりました。

次に、日程第４、教育委員長教育行政方針演述を行います。

教育委員長。

教育委員長（ 千葉洋一君 ）

平成28年葛巻町議会３月定例会議が開会されるに当たり、平成28年度教育行政方針について申し上げます。

本町の教育の振興につきましては、これまで議員各位をはじめ、学校、保護者、地域の方々などのご努力のもと、子どもたちの健やかな成長が支えられてきたことに感謝申し上げます。

社会が大きく変化する中にあって町民一人ひとりが心豊かで充実した生活を送り、地域社会を支え発展させていくために教育の果たす役割は極めて大きいものがあります。

教育委員会といたしましては、町行政と緊密な連携を図りながら自然環境と資源、人材とその知恵など真の農山村の力を地域の教育力として生かし、地域を知り地域から学ぶ、ふるさと教育の推進とたくましく生きる力を持った子どもの育成に努めてまいります。

はじめに、第１、教育の充実についてであります。次代の葛巻を担う子どもたちを育む上で最も重要な基盤となる就学前教育並びに学校教育について申し上げます。

就学前教育につきましては、平成26年度から保育園、児童館の年長児を対象にバイオリン学習を取り入れて、豊かな情操と感性を磨き想像力を育むことを狙いとして実施しております。小中学校連合音楽会、子どもの未来を考える町民の集いでの演奏など大きな成果を上げ、集中力の養成にもつながっており、平成28年度も継続して取り組みを進めてまいります。

学校教育につきましては、児童生徒に対し生きる力を支える確かな学力、豊かな心、健やかな身体を総合的に育むことを教育目標として四校種の連携、ふるさと学習、キャリア教育の充実を図り多様な体験を通した教育を進めてまいります。

本年度は、教育用ＩＣＴ環境整備事業として、タブレット型コンピュータを新たに導入するほか、小中学校に学校教育アドバイザーを派遣して教職員研修や授業の充実を図り、児童生徒の学力向上と豊かな心の育成に努めます。

また、教員住宅整備事業により住環境を整備し、教員の町内居住の推進と教育に専念できる環境を構築してまいります。

高等学校教育の振興につきましては、平成14年度から実施しております中高一貫教育により国公立大学への進学者の増加や就職率100パーセントの継続など大きな成果が上げられております。県が昨年12月に示した新たな高校再編計画案では、平成30年度以降、県立葛巻高等学校の定員を40人とする一学年一学級存続が示されましたが、地域の特色ある高等学校教育の場を確保する観点から、一学年二学級を町行政と連携して要望し、現在行っている魅力ある高等学校づくりへの支援等を拡充し、その永続発展に努めてまいります。

次に、第２、生涯学習の充実についてであります。生涯を通じた学びの環境づくりについては、社会の変化に対応しながら、町民が生涯にわたって多様な機会を通じて学び、その成果が生きがいづくりや地域コミュニティ活動を担う人材の育成、地域課題の解決など、地域づくりの推進にも生かされる取り組みが求められております。

そのため、引き続き、町民まなびい学園の開設や生涯学習フェスティバルの開催、くずまきカレンダーの作成を通じて学習の機会と情報の提供に努めてまいります。

また、子どもの未来を考える町民の集いを開催し、子どもたちを取り巻く教育の諸問題を教員や保護者、地域住民が一緒に考え青少年の健全育成を図ってまいります。

このほか40歳のつどい、60歳のつどいの開催、町民福祉大学の開設など本町ならではの取り組みを継続してまいります。

公民館図書室では、移動図書館車やまどり号の全地域への毎月１回の巡回実施、絵本の読み聞かせから本へのふれあいを促すブックスタート事業にも取り組みます。

また、更新した図書管理システムの利活用と図書の充実、新刊等のＰＲを図り、町民がより利用しやすく親しみやすいサロンのような公民館図書室の運営に努めてまいります。

次に、第３、生涯スポーツ・レクリエーションの推進についてであります。スポーツ・レクリエーションの推進については、町民が生涯を通じてスポーツ・レクリエーションに親しみながら、健康増進と体力向上に取り組むことができるよう、指導者の養成やスポーツ教室の拡充を図ります。

また、ＮＰＯ法人葛巻町体育協会、加盟団体との連携を深め、町内外のスポーツ大会、スポーツイベント、合宿誘致を通して積極的なスポーツ交流を展開し、改修された体育施設の利活用を増進しながら町の活性化推進と町民がスポーツにふれあう場を提供してまいります。

さらに、平成28年10月に開催される希望郷いわて国体においては、正式種目の軟式野球競技、デモンストレーションスポーツのネオホッケー競技の会場地として、万全の体制とおもてなしの心を持って進め、国体を通してさらなるスポーツの振興に努めてまいります。

最後に、第４、文化の創造と継承についてであります。地域文化の創造と歴史や伝統文化を継承する施策については、町民が地域を愛し文化に誇りを持ち、地域全体の文化環境を高めていくためには、地域活動の担い手の発掘と育成、そして、その活用が重要であります。

地域に伝わる郷土芸能につきましても、葛巻町郷土芸能団体連絡協議会の活動を支援し発表会開催や伝承活動、記録保存に取り組んでまいります。

また、葛巻小学校及び小田やすらぎの家に保管する民俗資料は、郷土を知るための貴重な文化遺産として学校教育教材としても利活用してまいります。

さらに、俳句文化の推進として保育園、小中学校における俳句教室と、私の一句・町民俳句コンテストを継続し、情操教育の一環として定着に努めてまいります。

以上、平成28年度の教育行政の概要についてご説明申し上げました。

昨今、いじめやいじめによる自殺、児童虐待など子どもを取り巻く様々な社会問題がありますが、教育が等しく受けられること、教育の果たす役割と進むべき方向に変わりはなく、子どもたちの無限の可能性を大いに引き出してあげられるよう努めていかなければなりません。

ここに、改めて教育の大切さに思いをいたし、これまでの本町のたゆまぬ努力の蓄積をさらに発展させ、町行政と連携して葛巻の将来を担う人づくりのために全力を尽くしてまいりますので、議員各位のご指導とご支援を賜りますようお願いを申し上げまして、教育行政方針演述といたします。

議長（中崎和久君）

教育委員長教育行政方針演述が終わりました。

ここで、11時15分まで休憩します。

（休憩時刻　１１時０１分）
（再開時刻　１１時１５分）

議長（中崎和久君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。

日程第５、議案第１号、平成28年度葛巻町一般会計予算から、日程第29、議案第25号、葛巻町辺地総合整備計画の策定に関し議決を求めることについてまでの25議案を一括議題としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第１号から議案第25号までの25議案を、一括議題とすることに決定しました。

順次、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

総務企画課長（ 丹内勉君 ）

それでは、ご説明申し上げます。

はじめに、葛巻町一般会計予算書の方お願いいたします。

開いていただきまして、議案第１号、平成28年度葛巻町一般会計予算でございます。

第１条、歳入歳出予算の総額は、それぞれ6,896,233,000円とするものでございます。

第２条、債務負担行為でございます。第２表、債務負担行為でご説明申し上げます。

第３条は、地方債でございます。

８ページの方お願いいたします。

第２表、債務負担行為でございます。

この件につきましては、２件でございますが、平成27年度に新規で取り組んだ事業でございまして、中小企業の資金等の貸し付けに対しての利子補給ということで、これにつきましては10,000,000円預託いたしまして、その10倍、１億円までの融資を受けられるという内容のものですが、預託金については毎年回収、新年度に新たに貸し付けるというサイクルで行うシステムでございますので、債務負担についても毎年設定ということで、今回も計上するものでございます。

中小企業振興資金利子補給、期間が平成28年度から平成35年度まで、葛巻町中小企業振興資金利子補給規則に基づき、金融機関が中小企業者に貸し付けた資金に対し、融資総額１億円を限度として年率1.5パーセント以内の利子相当額。

それから、中小企業振興資金保証料補給、平成28年度から平成35年度までの期間でございます。葛巻町中小企業振興資金保証料補給規則に基づき、金融機関が中小企業者に貸し付けた資金に係る信用保証に対し、岩手県信用保証協会が定める保証料相当額ということでございます。

９ページお願いいたします。

地方債でございます。

まちづくり推進事業から臨時財政対策債まで合わせまして1,535,400,000円の起債、平成28年度起債予定でございます。

起債の方法は、普通貸借又は証券発行。

利率、年９パーセント以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

償還の方法につきましては、借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができるという内容のものでございます。

ちなみに、この中で過疎債につきましては、このまちづくりから臨時財政対策債の中で、過疎を導入します過疎債につきましては1,273,000,000円、それから、辺地債につきましては104,500,000円、合わせて1,377,400,000円というものでございます。過疎債については、後年度７割が戻ってまいります。辺地債については、８割が戻ってまいります。一番下の臨時財政対策債は100パーセント後年度戻ってまいりまして、合わせまして1,527,400,000円、99.5パーセントが７割以上の、実質、国庫補助と変わらな

いような優遇措置を受けられるものでございまして、健全財政に努めているというものでございます。

それでは、内容の方でございますが、資料の方でご説明申し上げたいと思います。資料ご準備をお願いいたします。

事業の部分につきまして、先ほど町長の施政方針演述と重複する部分もあろうかと思いますが、ご容赦いただきたいと思います。

まず、予算規模でございますが、先ほど町長が申し上げましたとおり、平成28年度一般会計当初予算総額6,896,233,000円というのは、前年度比1,094,566,000円、18.9パーセントの増でございます。大型予算ということでございますが、平成11年度の6,928,000,000円以来、17年以来の大型積極型予算というものでございます。

次に、歳入の主なものでございますが、町税につきましては、町税が468,615,000円、前年度比1.0パーセント増でございます。ほぼ前年並みの町税収入を確保ということでございます。

普通交付税、これにつきましては、今年度実施の国勢調査、その時点ではまだ予想値でございますが、国勢調査の予想値等を反映させまして、前年度比140,000,000円、4.9パーセント減の2,720,000,000円を計上しているものでございます。

繰入金につきましては、病院建設に充てる費用の財源とするため、公共施設等整備基金から650,500,000円を取り崩すこととしております。

町債につきましては、老人ホーム改築事業の財源として663,200,000円計上しました。過疎債が474,400,000円、59.4パーセントの増の1,272,900,000円。それから、消防屯所整備のために22,500,000円を計上しました辺地債につきましては87,600,000円、518.3パーセントの増というものでございます。

それから、歳出の主なものでございますが、順次、総務費からでございますが、新規事業でございます子育て世代定住促進住宅50,000,000円でございます。これにつきましては、町内の子育て世代の住環境を整えることにより、子育て世代の町内の定着を図ろうとするものでございまして、戸建住宅３棟を整備する計画でございます。施政方針にもございましたとおり、一定期間の入居後に無償譲渡を計画するものでございます。

それから、同じく新規でございます防災用太陽光発電設備急速充電器設置工事49,000,000円。これにつきましては、太陽光発電設備蓄電池、電気自動車急速電気設備を一体的に整備しまして、クリーンエネルギーの推進と停電時における防災体制の強化を図ろうとするものでございます。

それから、ソフト事業になりますが、新規で過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業10,000,000円でございますが、集落の維持、活性化のために、基幹集落と周辺集落の間でネットワーク等を形成しまして、日常生活を支える仕組みづくりを行うというものでございます。

次の若者定住推進家賃助成につきましては、アパート等あるいは貸家に入居する若い世代に対し家賃の一部を助成し、経済的に不安定になりがちな若者の町内への定住促進を狙いとしているものでございます。

その他、公共施設適正配置の調査研究、国の政策と連動してのものでございますけど

も、それから、ふるさと納税の申込専用サイトを設けるなど、手段の拡充にも努めるというソフト事業も計上してございます。

それから、民生費ですが、葛葉荘の改築につきましては882,460,000円、それから、設備品の整備につきまして38,000,000円を計上してございます。

それから、高校生以下の医療費無料化等を継続いたします。

衛生費につきましては、最終処分場の長寿命化対策を行うほか、次のページでございますが、マタニティライフサポートにつきましては、出産準備用品の購入助成に加えまして、新年度から出産に係る宿泊費用の一部も助成してまいります。

次の生活習慣病予防検診受診者負担金無料化の新規でございますが、完全無料化により検診受診率の向上を図るという狙いのものでございます。

２年目を迎えます看護職員等養成修学資金貸付金は、年間貸付分として 4,400,000円を計上しておるものでございます。

それから、農林水産業費でございます。地区センター駐車場舗装整備事業に16,000,000円を計上いたしまして、27年度にまだ行っていない地区センターの駐車場舗装を推進いたします。

新規では、林道の方につきましては、林道案内沢線法面補強に16,400,000円。

それから、山地酪農研修センター改修事業に12,000,000円。これは、浴室及びトイレを改修いたします。

それから、継続事業ですが、除染事業に、28年度は300ヘクタールを計画いたしまして、105,000,000円。

それから、水洗化を促進するために11,500,000円を確保してございます。

次の輸入受精卵移植推進事業 3,000,000 円。それから、畜産クラスター運営費補助2,700,000円。新くずまき型畜産体制推進事業研修助成1,500,000円。バイオマス廃熱利用施設検討業務1,000,000円。これらの事業につきましては、畜産業の次の世代につなげる、あるいは新葛巻型酪農構想を実現するための準備的な投資の経費の意味合いもございます。

次は、商工費でございますが、グリーンテージの大規模改修に着手することといたしまして、浴室改修を28年度には先行実施いたします。175,000,000円を計上しております。

土木費では、町道茶屋場田子線に145,000,000円。それから、愛羅瀬線に33,000,000円を計上いたしますし、用地取得等を継続するほか、新規事業として、道路長寿命化修繕工事30,000,000円を計上いたしてございます。

葛巻浦子内線につきましては27,000,000円を確保し、用地取得等を進めてまいります。

それから、小苗代橋の修繕、５年ごとの橋りょう点検、あるいは町営住宅の修繕計画の策定等を進めてまいります。

消防費では、平成19年度導入の高規格自動車を更新することとし、43,700,000円。６分団の屯所建て替え、災害時の緊急支援物資の備蓄機能も備えたものでございますが、約22,500,000円を計上し、同じく６分団の積載車更新には13,500,000円を措置してご

ざいます。救助資機材型小型ポンプ積載車を整備する計画でございます。

教育費では、国体開催へ備えた運動公園野球場改修事業、総額66,580,000円を措置してございます。それで、一律の改修工事の計画を進めるものでございます。

それから、新たに単身用世帯６室を備えた集合住宅型の教員住宅１棟を整備いたします。40,000,000円の予算でございます。

それから、江刈小学校新築校舎に備えた備品整備に10,000,000円を措置してございます。

ソフト事業としまして、国体軟式野球の大会運営に係る経費に対して17,200,000円。

それから、山村留学事業業務委託金に4,100,000円。寮費の助成を、県外留学生のみならず、いわゆる県内留学生にも拡大することとしてございます。さらに、資料の方で一番下になりますが、葛巻高校入学者の下宿する生徒に対しまして、山村留学の助成に準じた助成を行うこととし、360,000円を計上しております。

一つ戻っていただきまして、これも新規事業ですが、教員の指導力向上に向けた学校教育アドバイザーを派遣する事業を行います。

これらの結果、投資的経費は前年度比531,000,000円、42.5パーセントの増となるものでございます。このうち、いわゆる町単独で行います単独事業につきましては、逆に57,000,000円、8.3パーセントの減ということで、有利な国庫補助、あるいは交付金等を活用しての積極型予算を組んだというものでございます。

次に、特別会計につきましては、一旦、予算書の方に戻っていただきまして、まず、国保会計ですけども、議案第２号、平成28年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算、第１条ですが、歳入歳出の総額をそれぞれ1,241,245,000円と定めるものでございます。1.6パーセント対前年度比減でございます。

保険給付費がほぼ横ばいになっておりますことから、歳入歳出ともほぼ前年度並みの予算措置となっているものでございます。

次に、簡水事業をお願いいたします。

議案第３号、平成28年度葛巻町簡易水道事業特別会計予算、第１条ですが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ695,505,000円と定めるものでございます。前年比99,719,000円、16.7パーセントの増でございます。

江刈簡易水道整備事業費が480,000,000円ほどの増でございます。江刈簡水については、今年度も畑地区の一部から寺田地区の一部、管路にして15,000メートルほどの延べ距離の整備を進めてまいるというものでございます。

それから、４ページをお願いいたします。

簡易水道会計の４ページでございますが、地方債の補正でございます。

江刈簡水等に充てる部分ですが、簡易水道施設整備事業339,800,000円ということで、起債の方法、利率、償還の方法は一般会計と同じでございます。

集排会計お願いいたします。

議案第４号、平成28年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算、第１条ですが、歳入歳出の総額をそれぞれ197,097,000円と定めるものでございます。1.4パーセント、2,630,000円の増でございます。

町整備型浄化槽、７人槽が主でございますが、25 基ほど予定しておるものでございまして、予算規模としては前年度並みでございます。

第２条が、地方債の補正でございます。

５ページをお願いいたします。

第２表、地方債補正、浄化槽市町村整備推進事業 29,600,000 円、資本費平準化債 21,400,000 円、合わせて 51,000,000 円の起債予定額でございます。以下につきましては、一般会計と同じ内容のものでございます。

後期高齢者医療の方をお願いいたします。

議案第５号、平成 28 年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算ですけども、歳入歳出の総額をそれぞれ 69,077,000 円と定めるものでございまして、金額的には、前年度比 1,418,000 円、2.0 パーセントの減ということで、ほぼ何年か、この規模の予算となってございます。

病院事業会計については、これから、この後説明になりますが、病院の資本的支出も含めた全会計の予算規模は 12,321,788,000 円でございまして、前年度より 3,337,000,000 円ほど、37.2 パーセントの大きな増となっているものでございます。

当初予算関係は以上でございまして、次に、補正予算の方をお願いいたします。

最初に、一般会計の方をお願いいたします。

議案第７号、平成 27 年度葛巻町一般会計補正予算（第４号）でございます。

第１条ですが、歳入歳出の予算総額に歳入歳出それぞれ 34,446,000 円を追加いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ 6,425,016,000 円とするものでございます。

第２条が、繰越明許費でございます。第２表、繰越明許費でご説明申し上げます。

第３条が、債務負担行為の補正。第３表、債務負担行為の補正でご説明申し上げます。

第４条が、地方債の補正ということで、第４表、地方債補正の方でご説明申し上げます。

まず、最初に資料の方をお願いいたします。資料の５ページでございます。

今回の補正の主な内容ですけども、一般会計でございますが、今回の補正は、歳出では、電子情報推進管理経費、年金生活者等支援臨時給付金給付事業費などの増額、歳入にあっては、地方消費税交付金や地方交付税などの増額が主な内容となっているものでございます。

歳出の主な内容ですが、総務費の方では、電子情報推進管理経費 47,071,000 円ということで、これにつきましては、情報セキュリティ対策ということで、今般、マイナンバー制度等が運用されているわけですが、それらシステムと、情報保護の関係から一般の電算システム等をすべて切り離したシステムに更新してくださいというようなことが国の方から示されてございまして、そういった対策を講じるものでございます。国の方から交付金、あるいは起債の申請等が認められている事業でございます。

それから、２番目の公共施設再生可能エネルギー等導入事業費、△18,000,000 円の減でございますが、これについては事業を見直ししたことによるものでございます。

それから、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業 44,967,000 円の増でございます。これにつきましては、国 10 分の 10 の 100 パーセントの補助でございます。

それから、老人福祉施設管理経費につきましては、葛葉荘の設計業務の実績減でございますが、20,399,000円の減。

それから、農林水産業費、粗飼料生産基盤除染対策事業69,521,000円、実績見込み等による減でございます。同じく、畜産振興費、中山間につきましても実績見込みによる減でございます。

それから、商工費、観光事業経費、これにつきましは、くずまき型ＤＭＯ形成促進事業を行う経費でございまして、17,300,000円の計上でございます。

それから、土木費の道路改良事業費48,000,000円の減でございます。

なお、今回、職員給与費等の改訂もしておりますので、予算的な部分では、給料が318,000円の減、職員手当2,833,000円の増、共済費4,212,000円の増、総額ですが、これらを各項目に振り分けているという内容になってございます。

それから、歳入の主なものですが、普通交付税が 4,113,000 円の増、特別交付税が32,339,000円、震災復興特別交付税が53,991,000円の増でございます。

それから、地方創生加速化交付金、くずまき型ＤＭＯ事業が主な事業ですけども、19,200,000円。

それから、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費補助金が42,000,000円。

社会資本整備交付金、道路関係ですけども、68,300,000 円ほどの減となっているものでございます。

それから、いわて型牧草地再生対策事業費補助金、除染対策の補助ですが、35,000,000円ほどの減。

それから、起債の方ですが、総務管理費で情報セキュリティ強化対策事業、一番上の電子情報推進事業経費47,000,000円の交付金の裏財源として起債が認められているものでございますが、5,500,000円を計上いたします。

それから、老人ホームの整備事業費は20,400,000円の減、起債ですが、減というものでございます。

繰り越しの関係ですが、総務費では、子ども子育て支援システム改修事業費505,000円を繰り越しいたします。これは、電算システムの改修をするというものですが、これを繰り越す。

それから、情報セキュリティ強化対策業務についても46,400,000円、これも国の交付金が、年度末ということで繰り越す。

それから、同じ理由で、持続可能な発展を目指す自治体会議モデル事業900,000円。

個人番号カード事務委任交付金1,166,000円。

それから、民生費の年金生活者等支援臨時給付金の関係も繰り越しをいたします。

それから、くずまき型ＤＭＯ形成推進事業。

それでは、一般会計の予算の方に戻っていただきまして、７ページでございます。

第２表の繰越明許費ですが、２款の総務費から８款の土木費まで合わせて336,194,000円の次年度への繰り越しを行いたいというものでございます。詳細につきましては資料の方と併せて見ていただきたいのですけども、7ページをお願いいたします。先ほどの繰越事業の中でご説明申し上げればよかったのですが、失礼いたしました。

資料の７ページ、全部で14事業ございます。総務費の電子情報推進管理経費から土木費の橋りょう維持管理経費まで合わせて336,194,000円、一般会計でございます。このうち、ここの太い字で書いている部分が国の交付金、あるいは地方創生加速化交付金等を導入して行うというものでございます。

それから、それ以外の部分については、事業の関係、進捗の関係で一般的な繰越明許であるというものでございます。

議案の方、行ったり来たりで申し訳ありません。８ページをお願いいたします。

債務負担行為の補正でございます。

今回は追加と変更２点ございまして、追加の方が、畜産特別支援資金利子補給、期間が、平成27年度から平成52年度までの期間でございます。

内容につきましては、これにつきましては飼料の高騰、あるいは一時の原油高等、社会的要因により、一時的に経営が圧迫されている、そういった農家に対しまして、低利の資金に借換えを行うような場合に支援すると、その利子に対して利子補給をするという内容のものでございます。

限度額、畜産特別支援資金融通事業実施要綱に基づき、融資機関が農業者等に貸し付けた畜産特別支援資金に対しまして、融資総額137,600,000円を限度として、毎年１月１日から12月31日までの間における融資平均残高に対し、年率0.4パーセントの利子補給を行うというものでございます。

それから、次が、変更でございます。葛巻町森林組合の事業運転資金に係る損失補償ということで、平成27年度から平成29年度まで。

これにつきましては、変更前が50,000,000円、変更後が１億円という変更内容の債務負担行為の設定をお願いするものでございますが、50,000,000 円から１億円に今回新たに増やすというものではございません。前回、12 月議会におきまして北上地方の町産材の利用促進のための資金を50,000,000円設定させていただきましたけども、通常、それ以外に毎年50,000,000円の運転資金ということで、例年、債務保証しているわけでございますが、それと12月分を合わせて、今回が通常分といいますか、例年、行っている部分の債務負担の更新の時期でございますので、債務負担の設定上、同じ事業運転資金であれば一本のものとして整理する必要がございますので、今回１億円というようなことで、１件増額のような形で変更をお願いするというものでございます。

それから、第４表、地方債補正ですが、追加につきましては総務管理費 5,500,000円、これは先ほど申し上げました情報セキュリティ対策の部分、国の交付金の補助裏につきまして起債が認められるということで、5,500,000円。それから、起債の方法、利率、償還の方法等は同じでございます。

それから、変更につきましては、老人福祉事業、これは老人ホーム整備費の部分ですけども、20,400,000円減の66,200,000円。それから、労働事業費、雇用促進の部分ですが、皆減でございます。これは、事業を行わなかったということではなくて、財源の確保上、26年度交付金を活用して、そちらに振り分けましたので、27年度の部分の予算については、26 年度の国の交付金の方で賄えるということで、皆減にするというものでございます。それから、中山間地域総合整備事業が15,600,000円減の7,200,000

円。それから、商工事業費、これは小さな活性化応援事業ですけども、10,000,000円。合わせて、47,000,000円減の83,400,000円を今回新たに補正するというものでございます。

続きまして、国保会計の方をお願いいたします。

国保会計につきましては、議案第８号、平成27年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第２号）でございます。

歳入歳出の総額から、33,298,000円を減額いたしまして、総額を1,312,088,000円とするものでございます。

歳入では、高額医療費共同事業交付金が33,700,000円ほど減額になったほか、療養給付費交付金、財政調整交付金等が減額になってございまして、歳入総額も減額になりますことから、主には予備費を減額して収支の調整を図っているという内容のものでございます。

次に、簡水会計の方お願いいたします。

議案第９号、平成27年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）でございます。

歳入歳出予算の総額から、121,443,000円を減額いたしまして、総額を504,132,000円とするものでございます。

４ページの方をお願いいたします。

地方債補正でございます。

簡易水道施設整備事業への起債を88,500,000円減額いたしまして、補正後の額を215,000,000円とするものでございます。

歳出では、江刈簡易水道整備事業費が105,989,000円の減でありますことから、これは国庫補助金の配分額の見込みを下回ったことによりまして、事業費の調整を図ったことによるものでございます。

次に、集排会計お願いいたします。

議案第10号、平成27年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）でございます。

歳入歳出の総額でございますが、歳入歳出の総額から、29,000円を減額いたしまして、総額を207,503,000円とするものでございます。

４ページをお願いいたします。

繰越明許費でございますが、町整備型浄化槽建設費8,600,000円を翌年度に繰り越すというものでございます。住宅本体と一体的な工事等を進めるわけですが、住宅本体の工事の遅れ等、年内の着工が困難でありますことから、次年度に繰り越したいというものでございます。

それから、第３表が、地方債の補正でございまして、これも、町整備型浄化槽に係る部分ですが、限度額6,000,000円を減額いたしまして、25,800,000円とするものでございます。

それから、後期高齢者の方をお願いいたします。

議案第11号、平成27年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）

でございます。

歳入歳出それぞれ 5,781,000 円を追加いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ 76,276,000円とするものでございます。

歳入は、特別徴収保険料のほか、今回27年度1回目の補正でございますので、前年度繰越金を計上いたしまして、歳出では、不足が見込まれます広域連合納付金のほかは予備費で調整しているという内容のものでございます。

補正関係については、以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（ 中崎和久君 ）

ここで、昼食のため、午後1時30分まで休憩します。

（ 休憩時刻　11時58分 ）
（ 再開時刻　13時30分 ）

議長（ 中崎和久君 ）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

引き続き、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

総務企画課長（ 丹内勉君 ）

議案集の方1ページをお願いいたします。併せまして、資料の方は８ページの方お願いいたします。

議案第13号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

資料の８ページですが、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（人事院勧告分）として整理してございます。

ここの分につきまして、今議会には同じ名称の条例を、次の議案第14号になりますが、２件上程申し上げております。それぞれ改正の趣旨、目的が異なりますことや、今回の改正に併せて、関係条例等の改正もあるわけですが、それらが、それぞれ異なりますことから、分かりやすく整理するために、今回このように標題としては同じ名前ですが、２件に分けさせて上程させていただきましたことを、ご了承いただきたいと存じます。

資料の方、1、改正の趣旨（理由）ですが、人事院勧告を受けて行いました、国の一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に準じまして、一般職の職員、議員及び常勤特別職の期末手当を増額改正しようとするものでございます。

（２）の改正する条例は、ご覧の一般職の職員の給与に関する条例、議会の議員の議員報酬等に関する条例、常勤特別職の職員の給与に関する条例の３本でございます。

改正の概要でございますが、まず、職員給与の改正についてであります。真ん中の表のところですが、最初に（1）の表中、表の２段目の方からご説明申し上げますが、給料

月額の引き上げというところでございます。給料月額を0.4パーセント引き上げるものでございます。その下の、勤勉手当の引き上げというところでございますが、12 月期の勤勉手当の支給月数を0.1パーセント引き上げる。この２点が改正事項の中心でございます。

勤勉手当の方につきましては、27年度につきまして、12月期に0.75月を0.85月に引き上げるわけですが、来年度以降につきましては、下の段にございますとおり、6月、12月を同じ率に、それぞれ0.80月になるように改正し直すというものでございます。

それから、一番上の、初任給調整手当の関係がございますが、ここの部分につきましては、医師を対象に支給される初任給調整手当でございまして、1,100円引き上げる改正内容、改正趣旨でございます。

次に、下の表の方、議員報酬等の関係ですけども、議員報酬及び常勤特別職の給与に関する改正でありますが、上の方と同じように、一般職に準じて期末手当の支給月を0.05 月引き上げるというものでございます。それで、引き上げ方も一般職と同じように、27年度は1.675月に0.05月引き上げると、それから、来年度以降については、6月期が1.50月、12月が1.65月になるように、0.025月ずつ引き上げるという内容のものでございます。

議案集に戻っていただきまして、第1条、一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

以下、表中の改正部分ですが、10 条の７が、初任給調整手当の関係でございます。次の 19条２項1号の部分ですが、勤勉手当について、27年 12月引き上げ分をそれぞれ、先ほどの0.85月、100分の85に引き上げるというものでございます。

２ページをお願いいたします。

上の方が、19 条２項２号ですが、ここにつきましては、当町ではまだないわけですが、再任用職員の場合の 12 月支給の勤勉手当を 0.40 月分、100 分の40引き上げるという内容のものでございます。

次からの表が、平均0.4パーセントになります引き上げとなる給料表のそれぞれの改正の内容でございます。以下、２ページからずっとございまして20ページまでが職種別に職員に適用される給料表の改正内容でございます。

21ページをお願いいたします。

第２条ですが、今度は、先ほどの第1条で改正しました12月期の勤勉手当の支給月を６月期、12月期に来年度以降同じにするための改正でございます。率は100分の80、0.8月にするという趣旨のものでございます。

次に、議員の期末手当に関する改正ですが、第３条、議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

22ページをお願いします。

最初に、100分の167.5に引き上げる、0.05月引き上げます。

次に、第４条の方で、それぞれ100分の165、あるいは100分の150というように、0.025月引き上げる改正をするということになります。

次に、第５条をお願いいたします。常勤特別職の関係でございます。

23ページお願いいたします。

常勤特別職も同じような、第５条、第６条で常勤特別職と同じような改正を踏まえるという内容でございます。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行する。ただし、２条、４条、６条の規定は、28年４月１日から施行するということで、それぞれ６月、12月に調整をかけた部分については28年度から改正するという内容のものでございます。それ以外は、２項の方で、27年４月１日から遡及適用、職員の給与については27年４月１日から遡及適用するという内容でございます。

25ページお願いいたします。

同じく、一般職の給与の改正関係でございますけども、議案第14号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、今度は資料の９ページの方をお願いいたします。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(地方公務員法の一部改正対応分）として、資料を準備させていただきました。

改正の趣旨（理由）ですが、能力、実績に基づく人事管理の徹底を柱とする、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成26年５月に制定されました。28 年４月１日から施行となったものでございます。これに対応するため、関係条例等の所要の整備を行うものであります。

改正する条例は、(１)の一般職の職員の給与に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例、それから、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の３本でございます。

改正の概要ですが、まず、26 年度の改正法の概要でございますが、大きくは、能力及び実績に基づく人事管理の徹底ということでございまして、人事評価制度の導入のほか、等級別職務表を条例で規定することなども求められているものでございます。

もう１点は、退職管理の適正の確保ということで、営利企業等に再就職した元職員に対して、離職前の職務に関し、現職員への働きかけを禁止するというのが主な改正点でございます。

議案集に戻っていただきまして、職員給与の条例の関係ですが、第１条、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正する。

表中、第１条の関係ですが、改正前の地方公務員法24条２項が改正法によって削除されましたことから、引用する番号項を整理するものでございます。

第４条第３項の部分ですが、条例制定が義務付けられました級別基準職務表、別表３でございますが、級別基準職務表についての規定であります。これを、別表３に定めるというものでございます。

第14条、第20条は、級別基準職務表を別表３として新たに表を追加したので、以降の別表の番号を繰り下げるものでございます。

26ページお願いいたします。

26ページから28ページが、今回新たに策定いたします級別基準職務表を職種ごとに規定してございます。内容は、条例本文に規定しておりますとおり、基準となるべき標

準的な職務の内容を示す方法で規定しているところでございます。

次に、28ページをお願いいたします。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正でございます。

先ほどと同じように、地方公務員法の改正により、引用する項番号の整理でございます。

29ページをお願いいたします。

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例でございますが、地方公務員法の改正を受けまして、人事評価、休業、退職管理の各状況の項目を新たに追加いたしております。２号、５号、８号等でございます。

それから、９号につきましては、勤務成績等は２号の人事評価の方に組み込まれますので、ここから削除しているというようなものでございます。そういった条文上の整理をしてございます。

附則でございますが、28年４月１日からの施行というものでございます。

議案集31ページをお願いいたします。

議案第15号、収入証紙購入基金条例の一部を改正する条例でございます。

収入証紙購入基金条例の一部を次のように改正する。

改正前は、基金の額800,000円というものを、改正後は2,000,000円とするという内容でございます。

改正の趣旨ですが、基金の額については、一時的に800,000円を超える需要がある基金運用実績等の実態を踏まえまして、円滑かつ適正な基金管理、運用を確保するために、基金の額を、現行の800,000円から2,000,000円に引き上げようとするものでございます。

附則ですが、28年３月25日からの施行とするものでございます。

議案集32ページお願いいたします。資料の方は10ページお願いいたします。

議案第16号、葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

この条例につきましては、昨年12月でしたか、小規模の保育所運営についての設置は市町村長の権限ということで新たに条例設定したわけですが、今回そこの部分について、法律の国の基準等が変わりましたので、それを受けましての設置基準等の改正でございます。なお、現在、葛巻町でこれを適用する保育所運営等がなされていないというものでございますが、条例整備の方だけは進めたいというものでございます。

主な内容でございますが、10ページの方に、ひとつは、みなし保育士に准看護師を追加してございます。これまで、みなし保育士については、保健師及び看護師の資格を有するものをみなし保育士として保育士の人数にカウントできることになっておりましたが、これに、人手不足等を背景にいたしまして、准看護師を追加するという改正でございます。

それから、幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用ということで、当分の間、配属される保育士の数に、保育士と同等の資格を有する者ということで、幼稚園教諭あるいは小学校教諭、養護教諭の普通免許を持っている者を保育士としてみなすという改正でござい

ます。

そこが主な改正でございまして、あとは、例えば、資格を持たない、いわゆる通常の臨時さん等を雇用する場合の基準、考え方等の改正も緩和されてございます。例えば、朝夕の特に忙しくないときについては、これまで２人を下回ってはならないというようにされておりましたけども、１人有資格者があれば、もう１人は、その繁忙期でないときは資格を有しなくてもよいというような改正がなされているものでございます。

それから、特別避難階段の部分についての基準も一部緩和されておりまして、そこの部分の改正も併せて行うというようなことでございます。

ここの部分については、以上でございます。

次に、議案集39ページをお願いいたします。

議案第17号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例でございます。

資料の方11ページをお願いいたします。

改正の趣旨（理由）でございますが、平成26年３月に公布されました行政不服審査法及び関連法の改正に伴い、関係条例において所要の整備を行おうとするものでございます。

２の改正条例名ですけども、今回、改正する関係条例でございますが、(1)の一般職の職員の給与に関する条例から(10)の非常勤特別職の職員の報酬に関する条例まで全10本でございます。

改正の概要ですが、少しだけ法改正の背景、経緯を申し上げたいと思いますが、行政庁の、いわゆる公権力と言われる部分ですが、公権力の行使、あるいは不行使に不利がある、不服がある場合に通常いきなり訴訟を起こすのではなく、不服申立て制度により行政庁にその審査を求め、あるいは取り消し等を求める不服申立てを行うのが通常でございます。この不服申立て制度の手続を定めている大本となる一般法が、この行政不服審査法でございます。この不服審査法が26年に全部改正されたわけでございますが、旧法は昭和37年に制定されて以来、実質的な法改正が行われてこなかったというように言われてございます。行政手続法、行政事件訴訟法等、関係法令の整備、あるいは改正が行われている中で、ここの部分が遅れているという指摘がございまして、そういったことを踏まえましての改正でございましたので、ある程度、抜本的な改正も必要だというようなことがございまして、そういった経緯を踏まえまして、26年の全面改正となったわけですが、考え方としまして、公正性の向上、それから、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実拡大の観点を強く意識しました、制定後50年ぶりの抜本改革が行われてございます。その施行が平成28年４月１日からというものでございまして、今般、町としての対応部分を条例改正をお願いするというものでございます。

抜本見直しの内容でございますが、公正性の向上と使いやすさの向上の観点から、下の表のように整理してございますので、ご説明申し上げます。

まず、公正性の向上ということで、審理員による審理手続の導入でございます。表の方では一番上のところに、審理を行うべき者、改正前は、特段規定なしとございますが、改正後につきましては、審理員、職員のうち処分に関与しない者が手続を行うと表記さ

れてございます。その部分がございますが、審査庁から指名された審理員が両者の主張を公平に審理し、審査庁に裁決案を提出するという仕組みに変わるものでございます。
資料の13ページの方も併せてご覧いただきたいと思います。11ページ、13ページ、これは、13ページの方は行政、次の条例に関わる資料ですが、これと併せてご覧いただいた方が分かりやすいかと思いますので、今、話をしたのは、13ページの方の右側、真ん中、黒く審理員とございますけども、ここの部分が新たに設けられたというものでございます。審査請求人から申立て審査請求がございますと、これまでは直接、審査庁の方でいろいろやるわけですが、審理員が一旦受けまして、裁決案をつくると、裁決案を公平公正に判断して裁決案を審査庁の方に提案して、審査庁の方では、これに対して、次に説明します第三者機関の諮問、答申を受けて、妥当性を確認した上で審査請求人に回答するというような、大きくはこういうシステムに変わってくるものでございます。
資料の11ページの方ですが、表の２段目、これが今申し上げました第三者によるチェックの関係でございます。決裁について、原則として有識者からなる第三者機関、例えば行政不服審査会がチェックするというものでございます。
それから、今度は、使いやすさの向上ということで整理になってございますが、下の方の区分ですが、ひとつとして、不服申立ての手続を審査請求に一元化するというものでございます。不服申立ての種類ということで、原則、例外と書いてございまして、その右に、審査請求に一元化というものがございますけども、これまでは異議申立てとか不服申立てとか審査請求とか、例えば上級庁があるない、そういった、いろいろな組み合わせの中で使い分けなければならない煩雑さがあったわけですが、今回の法改正によって審査請求に一元化するということで整理になっている、使いやすさを打ち出しているというような趣旨でございます。
それから、二つ目が、期間ですけども、審査請求をすることができる期間が、60日から３カ月間に、30日間延長されております。表の方では、不服申立ての期間の区分でございます。
それから、一番下ですが、不服申立前置というのがございますが、ここの部分は、改正前のところをご覧いただきたいのですけれども、不服申立てに対する裁決を経た後でなければ出訴できない、裁判所に提訴できないという旨、これを不服申立前置といいますが、これを定める個別法がそれぞれ96あったわけですが、これを整備法により、右の方の68の個別法で廃止、縮小しましたということで、事務の簡素化、スピード化を図っているというものでございます。本来は、不服申立人の自由の裁量の中で行えるわけですが、それぞれ個別法の中で、必ずこういった手続を踏まなければ裁判所の方で出訴できないというような規定がそれぞれ96あって、実質的にはいろいろな手続を踏まなければならなかったというような指摘の改正という趣旨のことでございます。
そして、それから、標準期間の設定の制度の導入などが主な改正となってございますが、以上のような新行政不服審査法の施行に当たって、今度は市町村が対応しなければならないことの関係ですが、条例改正が必要な部分としては、第三者機関の設置、先ほどの第三者機関をチェックする機関ですけども、その第三者機関の設置、それから、様々な関係条例の改正、この２点がございます。このことから、本案件につきましては、行

政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例として、関係条例を一括して改正するものでございます。

少し長くなりましたが、議案集に戻っていただきまして、39 ページをお願いいたします。

第１条は、職員給与の一部を改正する条例でありますが、改正表中の 18 条の３で引用する行政不服審査法が 26 年に全部改正されておりますので、新法を引用する条文に改めるものでございます。旧法が実質廃止されておりますので、存在しませんので、新法の方を引用する条例に改めるという内容のものでございます。

それから、第２条は、町税条例の一部改正の関係でございます。ここは、用語の整理といいますか、不服申立ての手続が行政不服審査法によって審査請求に一元化されたことによりまして、用語として不服申立てではなく、審査請求というような用語になるということで、このように改正してございます。以下、こういった例が、その後も出てまいります。

40 ページお願いいたします。

第３条ですが、固定資産評価審査委員会の一部を改正するものでございます。この趣旨は、審査手続の改正でありますが、内容につきましては、この審査委員会条例につきましては、総務省の方から改正案が示されておりまして、その通知を踏まえての改正でございます。したがいまして、総務省通知を踏まえての同じ内容でございます。

続きまして、42 ページお願いいたします。

第４条では、町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正でございます。審査請求期間が 60 日から３カ月に延長されたこと、異議申立てが廃止され審査請求に一元化されたこと、審査請求に一元化されたことによりまして、回答も決定から裁決に変わるというようなことがございまして、このような改正にしておるものでございます。

43 ページをお願いいたします。

行政手続条例の一部改正でございます。同様に用語の整理でございます。

それから、下の第６条関係ですが、手数料条例の一部改正でありますが、改正後の第１条は、行政不服審査法で審査請求人が関係書類の交付を請求した場合など、手数料の納付が義務付けられておりますことから、手数料を徴収できる場合として、行政不服審査法に基づく場合を加えて徴収根拠を明らかにするというものでございます。

次ページ、改正条文の第４条７号でございますが、手数料を徴収しない場合として、町長のほか審理員あるいは審査庁が特別な理由により不適当と認める場合は徴収しないものを追加してございます。

手数料の金額につきまして、下の表の９項ですが、別表末尾に行政不服審査法関係ということで追加してございます。この種類とか手数料の額、これについては行政不服審査法の施行令に準じて同じ額にしてございます。

45 ページお願いいたします。

第７条ですが、情報公開条例の一部改正、あるいは情報公開、個人情報保護の手続におきまして、情報公開及び個人情報保護審査会が審理を行うことから、行政不服審査法

の審理員制度の適用を除外し、また、不服申立てが審査請求に一元化されたことに伴う用語の整理です。ここの部分につきましては、情報公開あるいは個人情報保護の部分、不服申立ての部分については、情報公開及び個人情報保護審査会がございまして、そちらが範囲になるということで、そちらが受け付けるということになりますので、今回の改正からは除外するという規定を整理してございます。

ですので、次の46ページ、第８条、個人情報保護条例の一部改正ですが、ここについても先ほどと同じ理由の規定でございます。

それから、第９条は、47 ページですが、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正ということで、ここも、やはり審査請求に一元化されたことに伴う用語の整理でございます。

48ページをお願いいたします。

非常勤特別職の報酬に関する条例の一部改正でございますが、行政不服審査法第 81条の規定によりまして、いわゆる行政不服審査委員会等が設置されることに伴いまして、委員の報酬額を規定してございます。報酬の額につきましては、他の日額報酬委員と同じ額にしてございます。

附則でございます。施行日ですが、法律の施行に併せて、28 年４月１日とするものでございます。

経過措置が何件かございまして、一つは、情報公開及び個人情報保護について法施行前にされた不服申立ては従前の例によるということでございます。それから、第３項につきましては、人事行政の運営等の状況の公表について、法施行前にされた不服申立ても従前の例、それから、第４項につきましては、固定資産税について、28 年度以降の審査申出について適用し、平成27年度分までは、なお従前の例によるという趣旨の附則でございます。

次に、50ページをお願いいたします。

議案第18号、葛巻町行政不服審査会条例でございます。

先ほどの資料13ページと併せてご覧いただきたいのですけども、申し上げております第三者のチェック機関ということで、ここの部分を市町村で設置しなければならないということでの条例でございます。

審理員の審理手続を第三者機関がチェックする仕組みに変わることを先ほどお話いたしましたが、その機関として、葛巻町行政不服審査会を設置するものであります。この条例は、その審査会設置に当たって必要な事項を規定するものでございます。

資料の下の方に主な特徴点を書いてございますが、先にこちらからご説明申し上げます。

(1)として設置形態、事案ごとの設置する非常設型ということで、年間を通じて常設するのではなく、案件が出た場合に設置するという非常設型にする予定でございます。ここの部分については、法律上どちらでもＯＫだというような法律になってございます。

それから、組織ですが、優れた見識を有する者のうちから町長が委嘱するということで、５名以内を考えてございます。

それから、高い守秘義務が法律で、そもそもの法律で定められておりまして、委員に

は、守秘義務が適用され、違反した者は１年以下の懲役又は50万円以下の罰金ということで、ここの部分は国と同じ規定を盛り込んでございます。

以下、議案集の方に戻っていただきまして、少し重複する部分もございますが、第２条で、町は、法に基づく申立てがなされたときには、行政不服審査会を置くと、審査会は、調査審議が終了したときに廃止するというものでございます。

組織は、先ほど５人以内と言いましたが、限度の５人をもって組織すると。

委員につきましては、それぞれ識見を有する者のうちから町長が委嘱するということで、２項ですが、委員は、審査会が廃止されたときは解任される。それから、秘密を漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。それから、在任中、政党その他の政治団体の役員となったり、積極的に政治活動をしてはならない。ここの分については、公平公正性が求められますので、こういった規定を盛り込んでおるものでございます。

それから、会長ですけども、会長は互選とする。

それから、会議の議長等においては第６条でございます。それから、６条の２項、３項で、出席委員の過半数をもって審議を決定するということでございます。

それから、第９条ですが、守秘義務に違反した者は、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するということでございます。

附則ですが、28年４月１日から施行するという内容のものでございます。

52ページをお願いいたします。

議案第19号、江刈小学校校舎改築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。

江刈小学校校舎改築工事の請負に関し、契約を締結するため、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

工事の名称ですが、江刈小学校校舎改築工事。

工事場所、葛巻町江刈第10地割206番地20、現校舎の敷地と同じところでございます。

契約の方法、指名競争入札。

契約金額、504,360,000円。

契約の相手方、盛岡市永井14地割５番地、大伸工業株式会社でございます。

資料の方14ページをお願いいたします。

昭和35年建築の現校舎を建て替えるものでございます。

事業概要ですが、校舎は木造２階建て１棟。１階、２階合わせての床面積1,296.58平米、392坪ほどになるものでございます。

そのほかに、給湯、暖房はペレットボイラーを活用いたしますことから、ボイラー棟新築あるいは体育館に通じる渡り廊下の改修を行います。

工事の内容は、ご覧の建築、電気、機械設備一体として工事いたします。

工事の期間は、平成28年３月16日から平成29年２月28日までということで、この部分につきましては、国庫補助の財源確保等の関係から、財源確保調整の中で、やむを得ず事故繰越というような手法で行わせていただくということでございますので、ご了

解をいただきたいと思います。

新校舎の概要でございますが、普通教室５室、特別支援学級１室、特別教室３室、これは理科室、音楽室、図工室のほか図書室及びパソコンルームを備えたメディアセンター、あるいは毎日の給食を１カ所に集まって生徒たちがとることができる家庭科室を兼ねたランチルームを備えてございます。その他、子どもたちのゆとり空間を確保するために、校舎中央に集会や軽い運動などもできる多目的スペースを設置いたします。その他の特徴といたしまして、町産材等の木材を活用、多用し、暖かみのある学習空間を創出するほか、ペレットあるいは自然採光、自然通風などに配慮いたしまして、エコスクールを目指した校舎でございます。

次に、議案集53ページをお願いいたします。資料は15ページでございます。

議案第20号、あっせんの申立てに関し議決を求めることについてでございます。

自治法第96条第１項第12号の規定によりまして、議決をお願いするものでございます。

あっせんの申立て先、東京都港区にございます原子力損害賠償紛争解決センター、ここは、福島原発事故を受けて設置されました原子力損害賠償に係る紛争についての和解、仲裁を行う、通称原発ＡＤＲと呼ばれます文部科学省所管の専門機関でございます。

あっせんの申立人及び申立ての相手方でございますが、あっせんの申立人は、当町、葛巻町。あっせんの申立ての相手方は、東京電力株式会社でございます。

あっせんの申立ての趣旨及び原因ですが、申立ての趣旨は、相手方は、平成27年３月31日までに発生した費用について、損害賠償の額11,093,242円を申立人に支払うようあっせんを求めるものでございます。なお、申立人は、相手方が損害賠償の一部支払いに合意した場合には、当該合意額等を除いた額であっせんを申立てすることができるというものでございます。

申立ての原因といたしまして、申立人は、平成23年３月11日に発生した東京電力株式会社原子力発電所事故の放射性物質による影響対策に要した費用について、損害賠償を求めたものでありますが、これに応じないことによるものでございます。これが、申立ての原因となるものでございます。

資料の方ご覧いただきたいと思います。

本件につきましては、県の申立てと併せまして他の市町村と、岩手県の場合、全部一緒にやっているわけですが、葛巻町としては今回２回目のあっせん申立てとなるものでございます。

今回あっせんする内容ですが、前回は放射線量の測定機器等の費用を請求したわけですが、今回は牧草地について、市町村が独自に行う草地更新と、いわゆるいわて型牧草地再生事業分、ここの部分の25年度、26年度に実施しました事業についての経費のあっせんでございます。事業費といたしましては、合わせて75,474,810円であります。そのうち、純粋に町負担となります部分についてのあっせんを依頼するというものでございます。

次に、議案第21号の方お願いいたします。55ページでございます。

議案第21号、町道路線の変更に関し議決を求めることについてでございます。

先に資料の方をご覧いただきたいと思いますけども、資料の16ページをお願いいたします。今回、変更しようとする路線の位置関係でございますが、次の町道認定議案と併せて資料になってございます。両方併せてご覧いただきたいと思います。

まず、変更の方ですが、図面にありますとおり、浦子内・上外川区間に係る路線でございまして、現在の林道浦子内線、これを現在の町道上外川線に編入するといいますか、追加するような形で町道認定いたしまして、したがって、上外川線の区間延長の変更を行うというものでございます。従来の林道浦子内線も町道の基準をもって一体的に管理いきたいというものでございます。

位置的には、町道浦子内線、浦子内地区のところから、現行の町道上外川線と接する部分でございまして、それからまた、併せて、先に22号の方も説明させていただきます。22号に係る町道江刈農村センター線でございますが、位置関係は、国道から江刈中学校に向かう途中のところでございます。途中を右折する形で江刈農村センター駐車場まで法定外公共物、いわゆる赤線が走っておりますが、その現行は赤線でございますが、生活道路として利用に供されている現状等を踏まえまして、これも、やはり町道江刈農村センター線として認定し、町道基準で改良、あるいは維持を管理していきたいという趣旨の認定でございます。

議案に戻っていただきまして、55ページお願いします。

議案第21号、町道路線の変更に関し議決を求めることについて。

町道路線を変更するため、道路法第10条第3項の規定により、議決を求めるものでございます。

変更の内容でございますが、起点を、葛巻町江刈第42地割10番地先から葛巻町葛巻第11地割61番地先に、それから、延長を8,170.9メートルから18,834.4メートル、幅員を4.0から8.4メートルを3.6から8.4メートルにそれぞれ変更するというものでございます。路線名、終点等は変更ございません。

次に、56ページをお願いいたします。

議案第22号でございます。町道路線の認定に関し議決を求めることについて。

町道路線を認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議決を求めるものでございます。

認定する路線の内容でありますが、路線名が江刈農村センター線。

それから、起点が葛巻町江刈第14地割208番地先、終点が葛巻町江刈第14地割213番地先、延長174メートル、それから、幅員が2.0メートルでございます。

次に、議案第23号、葛巻町総合計画基本構想の策定に関し議決を求めることについてをお願いいたします。

お手元に、別冊で総合計画案の方もお配りになっていると思われますので、ご覧いただきたいと思います。

葛巻町総合計画基本構想を別紙のとおり策定することについて、地方自治法及び議会総合条例の規定により、議決をお願いするものでございます。

最初に、資料の17ページをお願いいたします。

まず、1、策定にあたっての基本的な考え方でありますが、町存続の基本要素でござ

います人口減少問題が、町の最重要課題に浮上してきている中にあって、現在の総合計画のほか過疎地域自立促進計画、辺地総合整備計画等も今年度をもって終了しますことから、策定が義務付けられております地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略、これらを併せて一緒に策定するというものでございます。一体的に策定するというものでございます。

それから、計画の構成は、基本構想と基本計画の２部門で構成するということ。

それから、計画期間でございますが、28 年度から 42 年までの 15 年間とするものでございます。これを、１期４年間ずつとして、前期、後期、中期というように分けて、これは図示しておりますとおり、一部、後半年度は次の期間と重複するわけですが、こういった形で進めたいというものでございます。

それでは、計画書の方をご覧いただきたいと思います。

まず、３ページ、４ページでございますが、序章、計画策定にあたってとして整理してございます。ここの部分については、今申し上げました期間とかそういったものを整理してございます。

それから、５ページから８ページにかけて、現状と課題、第１章ということで、この中で、６ページには人口推移、それから、７ページからは、今後まちづくりにおいて取り組むべき課題、例えば(１)として、地域産業の活性化から、８ページ(７)住民主体のまちづくりまで７項目を整理して挙げているところでございます。

さらに、今後、本町の担うべき使命ということで、町が果たす役割という形で整理してございます。(１)としまして、地球規模で考える町の役割、(２)都市に対する山村としての役割、(３) 次世代へ伝えるためのまちづくりの役割の三つを掲げたところでございます。

９ページからが、第２章といたしまして、まちづくりの基本理念と姿勢であります。

第１、まちづくりの基本理念でございますが、町民憲章を踏まえまして、すべての町民が幸せを実感できるまちを創造し、夢と誇りを持ち住み続けたいと思えるまちづくりを基本理念といたします。

10 ページの方をお願いいたします。

この図示している部分ですが、まちづくりに取り組む基本的な姿勢として、新たな発想、資源の探求、自立への挑戦、そして、今回新たな部分ですが、町長が施政方針で申し上げましたところの協創というキーワードですが、協働から協創へを掲げまして、山村のモデルとなるまちづくりを目指してまいりたいというものでございます。

11 ページをお願いいたします。

第３章、まちの将来像と基本目標でありますが、第１、まちの目指すべき将来像でございますが、施政方針演述にもございましたとおり、ひとや地域、そして資源を効果的に結びつけ、新たな明日を築いていきたいという強い意思を込めまして、未来を協創する高原文化のまち、未来を協創する高原文化のまちというように定めたものでございます。

12 ページには、まちづくりを進めるにあたって意識する視点を掲げてございます。

１点目は、人と人のこころが通い合い、笑顔があふれるまちづくりを目指すために、

こころの通い合いを大切にすること。

二つ目として、当り前すぎて見落としてしまいがちな自然や資源、自然の恵み、先人が残してくれた知恵や文化などの価値を埋もれさせることなく、大切な価値として磨き、輝きを与えていくまちづくりを目指すために、あしもとの宝を磨き輝かせること。

３点目としまして、厳しい状況を打開し乗り越えるために、既成の枠にとらわれることなく、思いきって大胆な取り組みをするまちづくりを目指すために未来に向かって果敢に挑戦すること。

この三つの視点でございます。

13 ページの方には、以上の将来実現のために、今度は三つのまちづくりの視点を踏まえまして、三つの基本目標を掲げたところでございます。

その一つが、いきいきと輝き続ける“ひと”を掲げ、次代を担う人材教育の充実と、すべての町民が助け合い、共に支え合う思いやりのある地域社会の構築に努める。

基本目標の２でございますが、誰もが住みたくなる“まち”を掲げまして、町民がこころから安らぐ快適な生活を送ることができるよう住環境を整え、また、安全・安心を実感できる基盤を充実し、町民誰もが住み続けたいと思える、魅力あるまちづくりに努めてまいる。

基本目標３、地域資源を活かす“しごと”を掲げ、地域産業の高付加価値化、ブランド化を推進し、所得向上に努めるとともに、新規就農支援や農家支援など若者の雇用を創出し、移住・定住人口の増加にもつなげ、活力と賑わいのあるまちづくりに努める。

この３点でございます。

それから、15、16 ページの方でございますが、主要指標を整理してございます。

15 ページ、１、総人口がございますが、この中ではＵＩＪターンなどの取り組み効果により、減少度合いは緩やかになると予測をしてございます。平成 39 年の時点での町の人口を 5,070 人と推定しております。この推計値はＵＩＪターンなどの取り組みを今後進めた場合を前提にしておりますことから、取り組みを行わなければ、この数値から遠のくということになってくるものでございます。そういう意味では、将来に係る数値については、将来の部分については、今後取り組みを進める上での目標ともなる性格のものでございます。

以上のことを体系的に図案化したものが 18 ページの方、一番最後、末葉に示してございます。

このうち、中段の基本目標までが今回の基本構想の部分ということになります。それから、それより下の施策の大綱という部分につきましては、基本計画の中で調整してまいるというものでございます。

次に、議案集 58 ページをお願いいたします。

議案第 24 号、葛巻町過疎地域自立促進計画の策定に関し議決を求めることについて。

葛巻町過疎地域自立促進計画を別紙のとおり策定することについて、過疎地域自立促進特別措置法第６条第１項の規定により、議決を求めるというものでございます。

これにつきましても、別にお配りしております過疎地域自立促進計画というものをお出しいただきたいと思います。

併せて、資料の方ですが、18 ページお願いいたします。

いわゆる過疎法に基づきます過疎計画の必要性については、予算の説明でも触れましたとおり、７割補助と実質同じような財政支援が受けられますことから、町としましても重要な制度として活用してまいったということで、24 年度からはソフト事業等も充ててございます。

特別措置法自体も、概ね５年に１回ずつ延長、更新等をなされるわけですが、今回３回目の法律改正の中での計画見直しというものでございます。

過疎計画の内容でございますが、基本的な部分、３ページからの部分につきましては、大部分は総合計画と重複しますので省略させていただきます。

ただ、過疎計画の８ページの方をご覧いただきたいのですが、参考までに、ここには将来見通しということで、25 年後の平成 52 年の人口、これは日本創成会議で示された試算より 1,000 人ほど多くなってございますが、4,027 人というような試算をしてございます。

それから、15 ページには、主要公共施設の整備状況を、これまでの過疎計画等を使った実績等を整理してございます。

過疎計画について取り組む内容でありますが、18 ページから 23 ページまでそれぞれ分野ごとに載せてございます。

農業につきましては、農家戸数の減少と高齢化を問題点として捉え、ゆとりある生産体制経営体の確立を目指し、生産基盤の強化、新葛巻型酪農構想の推進、あるいは労働力減少に対しては経営の共同化や農地の集積などといったソフト対策、あるいは、さらに収益性の高い野菜産地の育成など、酪農に続く新たな作目の振興等を行うというものでございます。

19 ページの林業の振興につきましては、林業経営の合理化、作業環境の改善のための対策、労働確保、あるいは町産材や森林資源の利用促進等のための対策を行うこととしてございます。

20 ページ、農林水産物の加工の推進というところでは、ワイン、牛乳、チーズに続く商品開発、あるいは、くずまきブランド定着のための取り組み、６次産業化の促進、農家の所得向上の取り組み等を行うこととしております。

21 ページの方、商工業の振興の部分ですが、中心市街地の活性化や四季イベントの開催等を継続してまいる。それから、買い物弱者、空き家店舗の活用等について取り組んでまいるということでございます。

工業につきましても、後継者育成、創業支援、観光振興では、広域での観光ＰＲ、情報伝達技術を活用した情報発信、人材育成、外国人観光客の誘客などを取り組み課題として挙げてございます。

産業振興分野における現段階での個別事業等を 22 ページ、23 ページに表として整理してございますので、お目通しいただきたいと思います。

次に、交通通信体系の整備についてでございます。

24 ページからですが、国・県道整備の要望。町道は、生活関連道路拡幅改良、あるいは長寿命化対策。農林道については、基盤整備としての促進を図ること。それから、

高齢化の進行に伴い、生活路線としてのバスの維持運行対策等を継続してまいる。それから、通信情報につきましては、地域情報通信基盤施設整備の計画的な更新、あるいは携帯不感地域、ラジオ難聴地域の解消、ホームページあるいはくずまきテレビといった放送内容の充実、強化に取り組んでまいるというようなところでございます。

地域間交流の促進では、移住・定住人口拡大のための環境整備、グリーン・ツーリズム、スポーツ・ツーリズムなどを通じた都市との交流促進などを行うとしてございます。

27 ページの方に、個別事業を整理してございます。

生活環境の関係では、町水道の安定的な給水確保、下水道の普及促進のほか、廃棄物処理施設の延命化、高齢化に備えた住宅づくりの環境の整備、あるいは公園、親水公園などの整備を行うこととしてございます。

安全確保の部分では、防犯指導員の確保、消防団員の加入促進、常備消防の強化、婦人消防協力隊、幼年・少年消防クラブ、自主防災隊など、地域ぐるみの消防体制の確立に取り組むこととしております。それから、防災情報伝達基盤や防災施設の整備、消防水利の不良地域の解消など、それから、消防機材の充実などに努めてまいるということにしてございます。

32 ページの方に、個別の事業等を載せておりますので、ご覧いただきたいと思います。

33 ページからは保健福祉分野の関係でございます。

保健福祉の向上という部分では、高齢者福祉対策ということで、高齢者福祉については、在宅医療の支援、あるいは、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の設置による見守り体制の強化、あるいは生活支援コーディネーターの設置など、地域包括ケアシステムの向上に取り組んでまいるというものでございます。また、高齢者の住宅改修を推進するほか、養護老人ホームを改修いたします。この他、高齢者を対象にした検診、あるいは生きがいづくりなどのソフト事業も継続いたします。

34 ページ、その他の福祉ということで整理してございますが、児童福祉、母子・父子、それから、障がい者福祉、それぞれの分野で相談業務、あるいは給付、支援、あるいは延長保育、一時保育といったサービスの充実、支援体制の強化なども継続して図ってまいります。

35 ページの健康づくりの推進という部分ですが、各種検診や予防接種、それから、食育の推進、妊産婦・乳幼児の健康診査、ゲートキーパーの養成など、こころの健康相談体制の充実等を図ってまいるというもので、38 ページの方にそれぞれの個別事業を載せてございます。

教育の推進については、39 ページからとなります。

就学前教育では、保育所等の施設整備の検討、それから、就学前教育や小中学校との連携を推進、強化する。それから、小中学校教育では、学力向上、情報教育等の実践のための環境整備のほか、教員住宅の再整備、あるいは教育施設環境の整備を進める。高等学校教育では、塾講師を招いた課外授業、インターネットを使った講座など進学の支援、あるいはスクールバスを引き続き運行し支援するほかに、山村留学についてはＰＲのほか受入体制として宿舎の整備などを計画してまいるというものでございます。

42ページの方に、一覧表を整理してございます。

44 ページの方につきましては、集落の整備ということで整理してございまして、自治会同士の連携、協力等の促進、あるいはコミュニティビジネスへの支援などを行います。

協働のまちづくりの推進では、協働から協創のまちづくりの支援助成、あるいはコミュニティ団体の支援、人材育成などを行います。

46 ページからは、その他地域の自立促進に関し必要な事項ということで、まず、新エネルギーの推進では、一般住宅での設備導入の支援を継続するほか、畜ふん・生ごみを活用した発電プラント、その廃熱を利用した園芸施設など、エネルギーの地産地消に取り組みます。

交流・定住人口の拡大では、新たに子育て世代等定住促進住宅の整備、あるいは若者定住家賃助成など、受入体制の整備、定住のための財政支援などを行います。

広域行政の推進では、先に連携協約の締結をしました盛岡広域中枢都市圏の取り組みを推進することを新たに盛り込んだところでございます。

以上が、過疎計画の概要でございます。

次に、議案集の59ページをお願いいたします。

議案第25号、葛巻町辺地総合整備計画の策定に関し議決を求めることについて。

葛巻町辺地総合整備計画を別紙のとおり策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条第１項の規定により、議決を求めるというものでございます。

最初に、議案資料の21ページをお願いいたします。

先ほど、過疎計画の中でも触れましたけども、現計画が27年度をもって終了しますことから、平成28年度から５年間、32年度までの計画を策定するというものでございます。

辺地計画につきましても、辺地債を活用するということが最大のメリットでございまして、８割補助と同じ財政支援が受けられることから、過疎と並んで、これまで重要な制度として活用してまいりました。

辺地の対象となりますのは、近傍の市役所や学校、医療機関までの距離など、辺地の程度を辺地度点数として算定いたしまして、結果、100点以上が辺地ということになるものでございますが、今般、連携中枢都市圏構想との関わりの中で、これに取り組んでいる市町村については、例えば、葛巻であれば近傍の市役所という部分で、これまでの八幡平市、二戸市に変えて、盛岡市を算定に組み込めるということで、この結果、辺地度点数が全体的に上がりまして、その結果、小屋瀬地区と小田地区が100点を超えるということになりました。これらを踏まえまして、資料の真ん中にございますけども、辺地区域を再編してございます。西部、北部、江刈の三つの辺地に再編してございます。

次に、辺地計画の内容ですが、別冊の方をご覧いただきたいと思います。

まず、めくっていただきまして、総合整備計画というようになってございますけども、右上の方に細い字で、岩手県岩手郡葛巻町西部辺地と書いてございますけども、全部で三つの計画がそれぞれについてございます。

１枚目が、新たにつくる西部辺地でございまして、辺地の人口がご覧の853人、面積が113.5平方キロメートルの区域ということで、１の辺地の概況、辺地を構成する町または字の名称ですけども、九蔵坂、鈴鹿口から更の沢、吉ヶ沢まで、いわゆる小屋瀬西部地区、小屋瀬吉ヶ沢方面の辺地でございます。それから、辺地点数が111点ということでございます。

それから、２の公共的施設の整備を必要とする事情ということでございますが、愛羅瀬線や町道、林道案内沢線の整備、あるいは改良、地区センター駐車場の舗装、山地酪農研修センターの改修等が辺地の対象としてできますので、こういったことを想定しながら、３番の公共的施設の整備計画を下の表のとおり計画してございます。

例えば、町道については、事業費154,500,000円、これを特例財源、一般財源ということで、国庫補助等 77,000,000 円ほどを見込み、一般財源も同じように 77,000,000円ほど見込んで、うち、辺地債を77,200,000円見込んでいるという内容のものでございます。西部辺地については、総事業費で 196,000,000 円、辺地債については119,400,000円というもので、これを28年度から32年度まで５年間で計画的に進めてまいるということで、この辺地計画につきましては、あくまでも辺地債を使うためのひとつの手続的な要素もございますので、事業費等については、これをもって確定とか、そういうものではございませんで、あくまでもある程度の上限というような位置付けになるものでございます。

次のページ、次は北部辺地でございますが、辺地を構成する町または字の名称が鷹ノ巣から馬場、田部、小田、星野方面の辺地で、点数が108点ということになっての点数でございます。

計画内容としては、主要地方道への連絡道路の改良、地区センター駐車場の舗装、消防車輌の更新、屯所整備、水道施設の改修などが想定されますことから、計画を下の表のとおり整理してございまして、総額121,388,000円の総事業費、そして、辺地債におきましては、83,500,000円の辺地債の活用を計画するというものでございます。

次が、江刈辺地、最後ですが、江刈辺地でございます。ここにつきましては、辺地区域人口が415人、面積が91.2平方キロの部分ですが、車門ほか全９地域、辺地度点数123点。

計画としては、主要地方道への連絡道の改良、あるいはスクールバスの更新、江刈簡水の改修などが想定されますことから、計画を下の表のとおり、総事業費で276,500,000円、辺地債の額で90,200,000円を計画したいというものでございます。

以上、議案第25号までの提案理由の説明を終わらせていただきます。慎重ご審議の上ご協賛賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（ 中崎和久君 ）

次に、病院事務局長。

病院事務局長（ 岩泉宇昭君 ）

お疲れ様でございます。

それでは、議案第６号、平成28年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算について、ご説明申し上げます。

第１条、総則です。以下、第９条まで規定するものでございます。

第２条、業務の予定量でございますが、病床数は、27年度と同じでございます。患者数ですが、一般病床入院患者数を、年間12,045人、１日平均33人と見込んでございます。療養病床入所者数ですが、年間5,840人、１日平均16人というようにみております。外来患者数ですが、年間36,450人、１日平均150人と見込んでございます。

第３条、収益的収入及び支出、収入、第１款、病院事業収益989,391,000円。支出、第１款、病院事業費用948,291,000円。

２ページの第４条、資本的収入及び支出です。収入、第１款、資本的収入2,219,831,000円。支出、第１款、資本的支出2,233,240,000円。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額13,409,000円は、過年度分損益勘定留保資金13,409,000円で補てんするものとするものでございます。

第５条、企業債、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりでございます。医療器械整備事業で9,100,000円、葛巻病院建設事業で1,496,200,000円でございます。利率、償還の方法等につきましては、一般会計等と同じでございます。

次に、３ページですけども、第６条、一時借入金の限度額は４億円と定める。

第７条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費が551,171,000円、交際費が1,550,000円でございます。

第８条、たな卸資産購入限度額は140,351,000円と定める。

第９条、重要な資産の取得は、次のとおりとする。種類は建物で、名称は病院本館、一式でございます。

以上で説明を終わりますが、４ページの目以下の実施計画等につきましては、お目通しいただきたく、よろしくご審議願います。

続きまして、議案第12号について、ご説明申し上げます。平成27年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算（第２号）について、ご説明申し上げます。

第２条、収益的収入及び支出の補正でございます。支出、第１款、病院事業費用、第１項、医業費用、第３項、特別損失、医業費用が34,002,000円減額、特別損失が1,262,000円の増額で、総額939,415,000円にするものでございます。

第３条、資本的収入及び支出の補正です。収入、第１款、資本的収入、第１項、企業債2,800,000円の減額、第３項、負担金21,080,000円増額、第４項、補助金2,160,000円減額で、総額766,152,000円にするものでございます。

次に２ページですが、支出、第１款、資本的支出、第１項、建設改良費ですが5,578,000円減額し、763,139,000円にするものでございます。

第４条、企業債ですが、変更後のみ申し上げます。医療機器整備事業7,400,000円、医師住宅建設事業16,300,000円、計2,800,000円減の23,700,000円となります。

３ページの第５条ですが、議会の議決を経なければ流用することのできない経費ですが、職員給与費16,276,000円減額し、560,585,000円にするものでございます。

以上で説明を終わりますが､４ページの病院事業会計予算実施計画以下につきましてはお目通しいただき、よろしくご審議願います。

議長（ 中崎和久君 ）

これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております､議案第１号から議案第25号までの25議案については、葛巻町議会総合条例第46条第１項の規定により、輝くふるさと常任委員会に審査を付託します。

お諮りします。

ただいま、輝くふるさと常任委員会に付託しました、議案第１号から議案第25号までの25議案について、今会議中に審査を終え、３月15日の最終本会議で、委員長の報告を求めたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（ 「なし」の声あり ）

異議なしと認めます。

したがって、議案第１号から議案第25号までの25議案については、３月15日の最終本会議で、委員長の報告を求めることに決定しました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

なお、輝くふるさと常任委員会に審査を付託しました、議案第７号から議案第25号までの19議案の審査については、３月８日に行い、議案第１号から議案第６号までの６議案の予算審査については、３月９日と10日の２日間で行いますので、ご承知願います。

本日は、これで散会します。

ご苦労様でした。

（ 散会時刻　１４時５８分 ）